

連證集について

金子治郎

はじめに

連證集は、鎌倉時代の末に成立した連歌学書である。

これまでに知られている連歌学書では、南北朝になってからの良基の諸著が、もっとも早い時期のものになっている。したがって、鎌倉末期の本書は、現存するものの中で、いちばん古い連歌学書ということになる。ただし、善阿から救落へ伝えたという「てにをは」の伝書は別としても、野坂本「歌杖」(賦物集)のように、「てにをは」の鎌倉末期までの成立と思われるものがないではない。しかし、推定はできても確認が困難なので、それを一応別とすれば、連證集がもっとも早い時期の学書となる。

連證集の内容は、連歌の寄合を集めたものである。それもすべて和歌に基づく寄合に限り、物語・詩文・世俗などには及んでいない。本歌とする和歌の中のことばを、前句と付句とに読み入れ、それを両句の付合の一つの結び目としたのが、本歌の寄合であって、そういう寄合を多く集めているものである。実作の際の参考書という性格を持っている。後世の寄合の書であれば、たとえば一条兼良の連珠合壁集のように、寄合になることばを挙示するのが主となっ

ている。ところが、本書は、そのことばに基づく本歌を一々明らかにする。それは連珠合壁集もいくらかは行っているところであるが、もちろん本書のように全部にわたってはいない。その上本書では、その寄合のことばを読み入れた前句と付句を、これも全部にわたって例示している。つまり、寄合のことば、その基づく本歌、それによって付けた例句、この三つの要素が、例外なしに揃えられている。だから、実作の際の単なる参考書という以上に、付合の作法を教える作法書の性質も持っている。そして本書は、三要素から成る項目を、いろは順に類別排列し、それに鏡物風の序文を付けている。まことに整った体裁を取っている。しかし、あとで述べるように、中間に錯簡・落丁があり、ことに後の部分が大きく欠けている。そのため、現在残っているのは、寄合の数が一六八項(内五項は落丁のため不完全)となる。この一六八項の中には、少数ではあるが、決った三要素の外に、名所の寄合の取り方、その他を補説する項目がある。作法書としての性格は、いっそう強く出ている。

本書は、良基の連理秘抄や筑波問答などの諸著が、連歌の性質・歴史・作法・稽古・風体などを組織的に論述しているのと異り、前

句に付けるための寄合―それも本歌に基づく寄合―という限られた

内容のものである。しかしながら、連歌の成長に寄与した寄合の意義は軽視できない。南北朝における連歌の飛躍的な発達を説明するには、それまでに到る寄合の寄与が、重要な視点になると思つてゐる。その点からいって、鎌倉末期の寄合を示す連歌集の出現は、大きな意義をもっている。その上連歌集は、前句と付句という付合の形ではあるが、とにかく鎌倉時代の作品を多量に含んでいる。二句揃った完全な形のものだけでも一六六句になる。資料の少ない鎌倉時代にあつて、これだけの作品を得ることは、これもまた大きな意義をもたらずものである。寄合ということばそのものも、本書の中に、すでにいくつか用例がある。これまでは、良基の著作に見えるのが最初と考へていた術語である。なお序文には、筑紫安楽寺の菅公廟に連夜し、その席で聞いたのが本書の内容だと記している。これなども、連歌と北野神の結び付きを示す資料として、早い時期のものである。そのほか、和歌史の方から見れば、含まれている多量な和歌の中に、注目すべきものがある。万葉歌などもその一つである。うし、散佚歌謡「古来歌合」から一首を引くのもその一つである。

望んでも得られないと思つていた鎌倉期の連歌学書である。その連歌集が、畏友太田武夫氏の長年の蒐集の中に発見され、そして翻刻させていただけなのは、連歌史の研究にとって、まことに幸運なことといわなければならない。本書が鎌倉末期の成立であることの論證や、内容の連歌史的な意味については、別稿で述べることとして、ここでは、主として書誌的な方面について記してみた。

体裁と原形

連歌集は、太田武夫氏蔵の古写本一冊で、他に所伝を聞かない孤本である。縦が二一cm、横が一五、五cmの中型本で、胡蝶装になっている。原装と思われる上表紙だけが残っている。黒みを帯びた褐色地の紙で、模様の描かれていたらしい跡、金箔の散らしのあつたと思われる黒色の跡も見られるが、ひどく剝落して定かでない。題簽があつたのであろうが、それも落ちて、外題を欠いている。「連歌集」の書名は、序文の次、本文の前に、内題として存するだけである。料紙は粗い楮紙で、現在残っているのは、全部で六二丁、すべて墨付である。

錯簡・落丁の所在を明らかにするために、書冊の全体の体裁を挙げて次のようになる。料紙を何枚か重ねて二つ折にした括が、全部で八括ある。

第一括 料紙三枚六丁（自第一丁、至第六丁）・錯簡

第二括 一枚二丁（自第七丁、至第八丁）

第三括

各五枚一〇丁（自第九丁、至第三八丁）

第五括

第六括 二枚半五丁（自第三九丁、至第四三丁）・切断

第七括 四枚半九丁（自第四四丁、至第五二丁）・落丁

第八括 五枚一〇丁（自第五三丁、至第六二丁）

括弧内は、現存六二丁の順番である。錯簡・切断・落丁についてみると、第一括の錯簡は、後世の綴じ直しの際に、三枚の料紙の重ね方の順序をとり違えたためのものである。いちばん外側にくる一枚（第一丁第六丁になる）はよいが、内側にくる二枚の重ね方が逆に

なっている。簡単な原因による錯簡で、これを正しい順序にするには、第一丁から、三・二・五・四・六丁の順に読んで行けばよい。

第六括は、落丁というよりも切断である。もとは五枚一〇丁の括であるが、五枚を二つ折にした内側の五丁（第四一丁と第四二丁の間）が、切断の厄に遭っている。第七括の落丁は、五枚を二つ折にしたいちばん外側の一枚が落ちてゐる。二丁の落丁になるのだが、その内の一丁は（第五二丁に相当）は、遊離紙として残っている。実際の落丁は、第四三丁と第四四丁の間の一丁ということになる。

錯簡・切断・落丁の状況であったが、切断五丁、落丁一丁があつて、八括六二丁が現在の形である。もしこの切断・落丁がなければ、八括六八丁があつたはずである。しかし実際はそれよりも大きかつた。第八括以下に大きい落丁があつたのである。

第八括の後が大きく欠けていることは、最後の第六二丁裏の終行が中断していること、またその部分が、「ことの音」の寄合で終っていることから明らかである。いろは順排列であるから、この部は中途である。終行の中断とともに、後に相当の分量のあつたことを示している。どれほどが本来存し、そして欠けてしまつたかは、この部で切れているところから、およその推量は可能である。死児の齡のたぐいであるが、およその推算は次のようになる。六八丁という本来の形についてみると、内二丁が序文で、残りの六六丁に、いこの部からこれまでの寄合が収まっている。いからこれまでの三三字（実際は、ろ・へ・り・る・れはない。）と、六六丁という丁数との比率は1:2ということである。この比率を適用すると、残りのえからすまでの一四字分を収める丁数は、二八丁となり、欠けているのは、およそ二八丁ほどとなる。存している部分では、一括は料紙五

枚一〇丁が通例になつてゐるから、二八丁は、およそ三括程度となる。あるいは、三括三〇丁が欠けているのかも知れない。仮にそうだとすれば、連證集の本来の丁数は、九八丁あつたことになる。

落丁・欠落に関連して、取められた寄合の数も問題になるので、その現況と、本来の形における所収数について考えておきたい。翻刻を見ただけでは分るように、各項に一、二の順番を付けておいた。その総数は一六八項であるが、その中には、落丁の前後にきてゐるために、不完全なものがある。寄合の番号でいうと、一〇八・一〇九、一一五・一一六、一六八の五項である。これが項数の現況であるが、本来の形では、どれほどあつたらうか。それを推算するために、最初の落丁を生ずるまでの丁数と、その間に含まれてゐる寄合数の比率を出してみる。寄合数は一〇八項、それを含む丁数は三九丁であるから、一丁平均二、八の項目を含むことになる。これで落丁・欠落の項数を推算すると、六丁の落丁が約一七項、欠落二八丁として、それが約七八項となり、合計九五項となる。これを現存分の一六八項に加えると、二六三となるが、一六八は不完全分も含むので、約二六〇項というところであらう。それが本来の形における所収寄合数の概算である。この数はけつして多い数ではないが、それに一々本歌があり、ことに連歌の付合例が添つていたことを思うと、それは十分の重味を感じさせる量になる。現存するのは、そのほば十分の六というところである。

書写について

書写の時期は、室町時代も比較的早い時期と思われる。書体など

は、もつと溯るように思われるが、あるいは、原写本の書体に似せた結果かも知れない。この書写の時期については、表紙の裏に次の貼紙がある。

此本ハ文安乙丑二ころに

一休正筆相ミエ

安政二卯八月十日

古筆小林武鑑(判カ)

大変新しい貼紙で、あるいは安政の極めの写しかも知れない。一休の正筆は信用し難いし、「文安乙丑二」と明示した根拠も不明である。あるいは、欠落の巻末に「文安乙丑」の奥書があって、それに基づいて「文安乙丑二ころ」が書かれ、筆跡を一休正筆と鑑定したのかも知れない。要するに疑問の貼紙である。しかし、書写の時期が文安ごろの古写という点は、ほぼ許されようかと思う。

成立したのは鎌倉で、写したのが室町であるから、もとより転写本である。転写の際の誤りと見られるものは、自然所々に見られる。(一三三)の例句が、前句だけで付句を欠くなどは、明らかに書き落してある。(三三)の文に続いて、改行なしに(三三)の「とふとり」の書かれていごときも、書き誤りであろう。その他、序文にも寄合の説明にも、文章の不整で解しにくいところがある。転写の誤りが相当あると思う。この種の誤写は写本に一般のことであるが、本書で特に問題になるのは、次の二点である。

一つは、漢字に施した振仮名の問題である。煩わしいほどの振仮名があるが、それはいずれも本文と一筆のものである。鎌倉時代成立の当初からあったかどうかは未詳であるが、本写本の親本にはそれが存し、親本のままに写したものであろうと思われる。そしてこ

の振仮名は、本写本書写の後に、その一部を擦り消した形跡がある。七丁の表までは、ほとんどを擦り消し、それから後は、所々擦り消している。なおこの振仮名は、漢字だけでなく、変体仮名に施したものである。(翻刻では、変体仮名をゴチック活字で示した)

幼童のための振仮名という感が深い。

二つ目の問題は、傍書である。傍書には、

(一四) 紅葉す不重也

(五一) 躬恒か歌にたふれか

のように、「不重也」「不審」と指示するものがある。この内、

(五一)の「不審」「たふれか」と、(一三四)の「不審」は明らかに別筆であるが、(一四)の「不重也」は、本文・振仮名と一筆のようである。親本にそうあったかと思われる。なお傍書には、

本文の誤りを訂正したり、イ本の本文を示したものがある。

(一七) 能因か歌ハ、山さとの

(二二) 吹秋ハふきあき

(二九) 西行かきかすさいぎょうかきかす

(三四) いくたをいくたを

(一一六) 人の(翻刻では「君(きみ)かイ」とした。)

このほかにも見える。(一)の中がそれで、ここに挙げたものは、別筆であることの明らかなるものである。(翻刻では、この括弧を付けていない)これら別筆の傍書は、本書の書写が行われた後に、加

えられた舞臺や訂正で、それはあるいは、振仮名を擦り消したのと同時にあったかも知れない。有識の士の手になつてからのことと見られる。

翻刻について

前項でみたように、書写には複雑な事情があるが、擦り消した跡を一々指示することや、傍書の別筆と、しからざるものを区別することなど、この翻刻では手が及ばなかつた。

翻刻にあつては、変体仮名を通行の仮名に改めた外、次の諸点は、読む便宜や、寄合の書としての体裁、その他を考慮して、新たに加えたり、若干改めたりしている。

- 1 第一括の錯簡は、それを正しい順序に改めている。
- 2 寄合の各項ごとに、通しの番号を付けている。
- 3 寄合のことばには、右傍に。点を付けて明らかにしている。ただし、振仮名のあるものには、印刷の便宜上。点を略している。
- 4 (三三)(一一二)項は、改行されないで、それぞれ前の項に書き続けてあるが、今それを改行している。
- 5 句読点を付けた。引用の和歌は、最後のところだけにだけ読点をつけている。
- 6 原写本の丁移りを示すため、「・」の記号を付けた。前者は表の終り、後者は裏の終りを示す。後者の「」の下に、丁数を示す洋数字を記している。

付記

○この貴重な文献の翻刻を許していただいた太田武夫氏に、心から感謝申しあげる。

○本書の成立・内容などの考察は、「文学・語学」二十八号に掲載予定の拙稿に記した。

○なおこれは、昭和三十七年度科学研究費（各個研究）による研究の一部である。

— 広島大学文学部教授 —